

横須賀市にお住まいの

❀ひとり親家庭で子育て中の方へ❀

様々な支援があります

お気軽に
ご相談ください!



どんな支援が
あるのかな?



横須賀市のひとり親家庭への支援の詳細は、右下の二次元コードまたは横須賀市HP「ひとり親家庭への支援【まとめ】」から確認できます。

❀発行❀

横須賀市 民生局こども家庭支援センター
こども給付課 ひとり親自立支援係

☎ 822-0133 平日8時30分~17時

このパンフレットに記載されている支援の詳細については、それぞれの担当部署にお問い合わせください。

[令和8年4月発行]



詳細はこちら



経済的な支援

手当

児童扶養手当

ひとり親家庭等の保護者に支給します。支給期間は、児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)までです。所得制限があります。

【お問合せ】

こども給付課 児童扶養手当係

☎ 822-9809

児童手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している保護者に支給します。離婚などで受給者名義を変更するときは、所定の手続きが必要です。

【お問合せ】

こども給付課 児童手当係

☎ 822-8251

医療費

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の保護者と児童が医療機関を受診したとき、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。支給期間は、児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日(中度以上の障害がある場合または高等学校等に在学中の場合は20歳未満)までです。所得制限があります。

【お問合せ】

こども給付課 児童扶養手当係

☎ 822-9809

小児医療費助成

健康保険に加入している18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が医療機関で受診したとき、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。所得制限はありません。

【お問合せ】

こども給付課 医療助成係

☎ 822-9729



減免・割引

水道料金・下水道使用料金の減免

児童扶養手当の受給開始から5年間、または8歳未満の児童を養育している場合、児童が8歳に達するまでの間にある世帯の、上下水道料金の基本料金分と1月あたり10m³までを減免します。生活保護受給世帯は対象外となります。

【お問合せ】

こども給付課 児童扶養手当係

☎ 822-9809

JR通勤定期券の3割引制度

児童扶養手当の受給世帯の方が対象です。児童扶養手当の支給認定後の交付申請となります。申請には、写真(上半身：縦4cm×横3cm)が必要です。

【お問合せ】

こども給付課 児童扶養手当係

☎ 822-9809



税金

所得税・住民税(市・県民税)の軽減措置

ひとり親世帯の方は、勤務先での年末調整、所得税の確定申告、住民税(市・県民税)の申告により、ひとり親控除が受けられる可能性があります。ひとり親控除が適用されると、所得税や住民税が軽減される場合があります。

【お問合せ】

市民税課(住民税)

☎ 822-8191、822-8192

横須賀税務署(所得税)

☎ 824-5500



住民税(市・県民税)の非課税

1月1日現在ひとり親控除の適用があつて、前年中の合計所得金額が135万円以下(給与収入のみの場合は2,043,999円以下)の方は、その年度の住民税(市・県民税)が非課税になります。

【お問合せ】

市民税課 ☎ 822-8191、822-8192

非課税貯蓄(マル優)

預貯金や公社債などの利子が非課税になります。適用には条件があります。詳しくは金融機関にお尋ねください。

【お問合せ】金融機関

貸付

ひとり親家庭のための貸付 (母子父子寡婦福祉資金)

経済的自立の支援、お子さんの入学金や授業料など、12種類の資金を低利か無利子で貸付けします。

※ご相談はお早めをお願いします。

【お問合せ】

こども給付課 ひとり親自立支援係

☎ 822-0133



住宅支援資金貸付

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある方で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組む場合に、住居の借上げに必要な資金を貸付けします。P4「就労相談」で就職・転職の相談をしていく中で、該当される方にご案内しています。

【お問合せ】

(福)神奈川県社会福祉協議会
福祉サービス推進部

☎ 045-311-8753

生活困窮

生活保護

生活保護は、憲法25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という理念に基づき、国が必要な保護と健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。生活に困窮された方は、ご相談にいらしてください。予約は不要です。

【お問合せ】

生活支援課 ☎ 822-8519

生活困窮相談

収入や資産、支出状況などが分かる書類をお持ちいただき、生活状況等をお聞きした上で、利用可能な制度をご案内し、状況に応じた生活再建を支援します。

【お問合せ】

生活支援課 ☎ 822-8070



補助金

公正証書等作成補助

養育費について公正証書や調停調書等を取り決めをした方へ、手数料などの実費を補助します。

【お問合せ】

こども給付課 ひとり親自立支援係

☎ 822-0133

養育費未払い対応への補助

養育費の強制執行の申立てを行った方へ、手数料などの実費や弁護士等の着手金を補助します。補助上限額は15万円です。
※弁護士等の費用補助を希望される方は、弁護士等の契約前に事前相談が必要です。

【お問合せ】

こども給付課 ひとり親自立支援係

☎ 822-0133

養育費保証契約補助

養育費について保証会社と保証契約を締結した場合、初回保証料相当額を補助します。補助上限額は5万円です。児童扶養手当受給者または受給者と同等の所得水準の方が対象となります。

【お問合せ】

こども給付課 ひとり親自立支援係

☎ 822-0133



相談

弁護士養育費相談

弁護士による無料相談を毎月実施、休日相談もあります。うち4回は国際離婚に対応した相談も実施しています。事前予約制です。

【お問合せ】

こども給付課 ひとり親自立支援係

☎ 822-0133

離婚前後オンライン相談

元家庭裁判所調停委員による無料相談を毎月第2土曜日・第4水曜日に実施しています。電話かZoomで相談ができます。事前予約制です。

【お問合せ】

こども給付課 ひとり親自立支援係

☎ 822-0133

女性のための法律相談

女性が抱える法律上の悩みについて、女性弁護士による無料相談を毎月第3火曜日に実施しています。事前予約制です。

【お問合せ】

デュオよこすか 女性のための相談室

☎ 828-8177(月・水・金曜日 9時~16時)

弁護士法律相談

弁護士による無料相談を毎週月・水・金曜日に実施しています。事前予約制です。

【お問合せ】

市民相談室 ☎ 822-8114

法テラス

収入等の基準を満たす方を対象に、無料で同一内容の法律相談を3回まですることができます。詳しくは、下記の二次元コード(法テラスHP)をご確認ください。

養育費・親子交流相談支援センター

こども家庭庁の委託事業です。養育費と親子交流について相談ができます。詳しくは、下記の二次元コード(相談支援センターHP)をご確認ください。



相談支援センターHP



法テラスHP



仕事

就労相談

専門の相談員が、就職・転職活動をサポートします。毎週月・火・金曜日に実施しています。事前予約制です。

【お問合せ】

こども給付課 就労相談 ☎ 822-9808

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークでは、職業紹介や求職相談、雇用保険の手続きといったサポートを行っています。

【お問合せ】

ハローワーク横須賀 ☎ 824-8609

ハローワーク横浜南 ☎ 045-788-8609

(追浜地区・田浦地区在住者に限る)

☎ 045-788-8609

就職・転職希望者向けパソコン講座

受講料は無料で、年3回受講生を募集しています。受講するには、同ページに記載している「就労相談」を利用する必要があります。対象は、児童扶養手当受給者、受給者と同等の所得水準の方またはひとり親家庭等医療費助成を受けている方です。受講中の無料保育もあります。

【お問合せ】

横須賀商工会議所 ☎ 823-0421

職業訓練

20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親を対象に、職業訓練(8科)、生活指導、就職支援を行っています。

【お問合せ】 横浜市中央職業訓練校

横浜市中央職業訓練校

☎ 045-664-6825

就職・転職活動用レディーススーツの貸出

採用試験の面接や証明写真の撮影などの服装にお困りの方へ、レディーススーツの貸出をしています。

【お問合せ】

こども給付課 ひとり親自立支援係

☎ 822-0133

在宅就業支援

(よこすかテレワーク)

ライフスタイルに合わせてスキルを活かして在宅で働きたい方と、地域企業のニーズをつなぎます。

【窓口】

(一社)sukasuka-ippo ☎ 876-6479

横須賀商工会議所 ☎ 823-0421

資格取得

資格取得に係る給付金

※講座を申し込む前に事前相談(予約制)が必要となります。

※①の対象講座は、右記の二次元コード

(教育訓練給付制度 検索システム) からご確認いただけます。



検索システム

①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

就職に必要な技能や資格の受講料の一部(本人が支払った費用の6割相当額など)を給付します。

②高等職業訓練促進給付金

看護師や保育士などの資格取得のため、学校に通う期間の生活費の一部を給付します。児童扶養手当受給者または受給者と同等の所得水準の方で、養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方が対象です。

③高等学校卒業程度認定試験(受講開始時・修了時・合格時)

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子が、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、給付金認定講座受講料の一部を給付します。

【お問合せ】 こども給付課 ひとり親自立支援係 ☎ 822-0133



教育費用

小学校入学準備金

児童が小学校へ入学するにあたり、入学準備費用の一部を援助します。入学前の9月中旬以降、就学時健康診断のお知らせと一緒にご案内します。所得制限があります。支援教育課に申請が必要です。

【お問合せ】

教育委員会支援教育課 ☎ 822-8480

小・中学校就学援助

児童生徒が小・中学校へ通学するにあたり、学用品費、修学旅行費、給食費、中学校入学準備などの費用の一部を援助します。所得制限があります。学校を通じて申請が必要です。

【お問合せ】

各学校
教育委員会支援教育課 ☎ 822-8480

修学支援金

(横須賀市奨学支援金制度)

高校等の授業料以外の教育費の負担を軽減するための給付型奨学金(返済不要)です。所得制限があります。非課税世帯は神奈川県高校生等奨学給付金を申請してください。

【お問合せ】

教育委員会支援教育課 ☎ 822-8480

神奈川県高校生等奨学給付金

授業料以外の教育費の負担を軽減するための給付型奨学金(返済不要)です。所得制限があります。課税世帯は横須賀市修学支援金を申請してください。学校を通じての申請が必要です。

【お問合せ】

神奈川県内の高校等→各学校
神奈川県外の国公立高校等→神奈川県教育委員会財務課 ☎ 045-210-8251
神奈川県外の私立高校等→神奈川県私学振興課 ☎ 045-210-3793

入学支援金

(横須賀市奨学支援金制度)

高校等の入学のための経費(制服・鞆・靴など)の負担を軽減するための給付型奨学金(返済不要)です。所得制限があります。

【お問合せ】

教育委員会支援教育課 ☎ 822-8480

高等学校等就学支援金

● 学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し授業料に充てるため、授業料の負担が実質的になります。詳しくは最新の制度をご確認ください。学校を通じての申請が必要です。

【お問合せ】

横須賀市立高校→教育委員会教育指導課 ☎ 822-8525

神奈川県立高校等→各学校
神奈川県内の私立高校等→各学校
神奈川県外の高校等→入学先の高校がある都道府県の高等学校等就学支援金担当

神奈川県学費補助金(私立)

● 私立高校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。高等学校等就学支援金と併用できます。詳しくは最新の制度をご確認ください。学校を通じての申請が必要です。

【お問合せ】

各学校

高等教育の就学支援制度 (日本学生支援機構)

● 家庭の経済状況に関わらず、大学や専門学校などに進学できるチャンスを確保できるよう、以下の①から③などの奨学金があります。

- ①授業料・入学金の減免と給付型奨学金
- ②利子の付かない貸与型第一種奨学金
- ③利子の付く貸与型第二種奨学金

● まずは、在学中の学校にお問合せください。
● なお、高校3年生の5月頃に奨学金の進学前申込みがあります。
● 詳しくは、右記の二次元コード(日本学生支援機構HP)をご確認ください。



日本学生支援機構HP



相談

教育相談(来所相談)

小・中学校の学校生活に関する様々な不安や悩み(不登校・いじめ・対人関係・集団への不適応・発達に関する事など)の相談を受付けています。事前予約制です。

【相談専用電話】

教育委員会支援教育課 ☎ 822-8564

こどもの悩み相談ホットライン

学校生活の心配や不安などについて、子どもや保護者からの電話での相談を受け付けています。匿名でも相談できます。

【相談専用電話】

☎ 822-6522(月・水・金曜日 9時~17時)

就学相談

就学に関する相談、特別支援学級や特別支援学校への入級や入学、転出入の相談、また、学校生活の支援内容等についての相談を受付けています。

【お問合せ】

教育委員会支援教育課 ☎ 822-8513



生活支援・ひとり親家庭支援団体

横須賀市母子福祉会

ひとり親家庭の福祉の増進や情報交換のため、生活支援講座を行っています。

☎ 090-5757-3735

日常生活支援事業

一時的に日常の家事や育児などができず、家族等からの支援も受けられないとき、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。

【お問合せ】

子ども給付課 ひとり親自立支援係
☎ 822-0133

NPO法人ひまわり

ひとり親家庭の福祉の増進や情報交換のため、交流会や生活支援講座を行っています。

☎ 070-6635-7365

食料支援

生活困窮で食料を必要としている方に対し、支援を行っています。お電話などご事情をお伺いし、該当する方は、ご予約のうえ受取りをお願いします。

【お問合せ】

地域福祉課 ☎ 822-8176



住まいの支援

公営住宅

市営住宅

入居者定期募集の抽選において、ひとり親家庭には当選率が高くなる優遇措置があります。市営住宅は、毎年2回(5月と11月)、定期募集を行っています。定期募集で応募件数が募集件数を下回った住宅等について、随時入居者を募集します。

【お問合せ】

(一社)かながわ土地建物保全協会
横須賀サービスセンター
☎ 823-1959

県営住宅

入居者定期募集の抽選において、ひとり親家庭には当選率が高くなる優遇措置があります。また、原則無抽選・先着順で入居可能な住宅を対象に、常時募集を行っています。

【お問合せ】

(一社)かながわ土地建物保全協会
公営住宅課入居者募集担当
☎ 045-201-3673

住まい探し相談会

横須賀市内の民間賃貸住宅をお探しでお困りの方は、ぜひご相談ください。ひとり親家庭の住まい探しに協力している不動産店の紹介や住まい探しの付き添いボランティアなどもあります。

【お問合せ】(公社)かながわ住まいまちづくり協会 ☎045-664-6896



子育ての支援

預け先

保育園・認定こども園等

お仕事や病気などの理由で、日中ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合に、保護者に代わってお子さんを保育する施設です。ひとり親家庭には、保育園等に入りやすくするため入園審査の際に加点をします。

【お問合せ】
子育て支援課 ☎ 822-9728

病児・病後児保育

保護者の事情で病気・病気回復期の児童を家庭で保育することができない場合に、一時的にお預かりする病児・病後児保育センターと、自宅でベビーシッターの保育サービスを利用した保護者に対して、利用料の一部を助成する制度があります。

【お問合せ】
子育て支援課 ☎ 822-8268

一時預かり保育

不定期な仕事、通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど理由は問わず、一時的にお子さんを預けたい場合にご利用いただけます。経済的支援が必要な家庭を対象とした利用料の一部を助成する制度があります。

【お問合せ】
子育て支援課 ☎ 822-9476

放課後児童クラブ(学童クラブ)

ひとり親家庭を対象に、利用料金の割引を行っているクラブがあります。割引額や手続き等の詳細は、各クラブ(公設クラブは下記)へお問合わせください。

【お問合せ】
子育て支援課(青少年会館)
☎ 822-8061

ファミリー・サポート・センター

お子さんを預かってほしい人と、預かることのできる人との間を橋渡しします。ひとり親家庭で非課税世帯の場合、利用料の減免があります。

【お問合せ】
横須賀市ファミリー・サポート・センター事務局 ☎ 828-8510



相談

横須賀市子育てホットライン

24時間365日、相談員が子育ての悩みや不安を電話でお聞きします。

※病気など、医療の相談はお受けできません。

【相談専用電話】☎ 822-8511

児童相談所

児童相談所はこどものための相談所です。18歳未満のこどもに関する様々な相談を受付けています。

【お問合せ】
横須賀市児童相談所 ☎ 820-2323